

令和7年度 市・県民税の申告について

この申告書は、あなたの前年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の収入を申告するものです。
この申告の内容は、市・県民税の計算資料となるだけでなく、所得課税証明書、納税証明書の発行、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の判定資料となる極めて大切なものです。
なお、申告義務(収入・所得がなかった人)がない方でも、他の機関(市役所の他課)からの指示がある場合は申告が必要です。

申告が必要な人

- ア) 令和7年1月1日現在で下関市に居住し、前年中に所得があった人
ただし、次の人は申告の必要はありません。
- (1) 税務署に所得税の確定申告をした人
 - (2) 給与収入のみで、勤務先から市へ年末調整済の給与支払報告書が提出された人で医療費控除等追加する控除がない人
 - (3) 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・障害者控除等追加する控除がない人
- イ) 令和7年1月1日現在下関市に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人

申告に必要なもの

- ア) 個人番号(マイナンバー)の確認及び本人確認に必要なもの
- (1) 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
 - (2) 本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
- マイナンバーカードは(1)(2)を兼ねます
- イ) 収入・所得や控除を証する書類のうち、該当するもの
- (1) 提出(添付)書類
 - 個人年金や配当等、その他の収入を証する支払調書
 - 社会保険料(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料等)の納付済通知書
 - 生命保険・地震保険の保険料支払額証明書
 - 寄附金の受領証など(ワンストップ特例を選択した場合でも、申告をする際には寄附金控除を含めての申告が必要です。)
 - 医療費控除の明細書(受診者別・医療機関別にまとめたもの) ※領収書提出による控除の申告はできません。
 - (2) 確認に必要な書類
 - 給与所得者・年金所得者の場合は、各源泉徴収票
 - 障害者手帳等、障害者控除の適用に必要なもの
 - 営業所得・農業所得・不動産所得等がある場合は、収支内訳書(領収書等からご自身で作成しておいてください。この申告書の裏面の各欄を利用しても結構です。)

※ 申告書を郵送で提出する場合はア)、イ)に該当する書類を添付して下記までお送りください。
(封筒には料金に不足のないよう切手を貼ってください。)
〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所 市民税課

申告に関するお願い

- ア) 各申告会場は例年大変混雑します。事前準備及び来場時間の調整等、混雑緩和にご協力をお願いします。
(公民館会場は初日、本庁会場は月曜日、また1日のうちでは午前中が最も混雑します。)
- イ) 収入がない申告をされる場合など、申告書をご自身で作成済の場合は、申告会場受付に設置しております投函箱への提出又は郵送での提出により、会場で待つことなく申告することができます。
- ウ) 申告書を郵送で提出する場合は、記入漏れ及び書類の添付漏れにご注意ください。
必要な控除等が受けられない場合があります。

申告書の提出期限は、収入の有無にかかわらず、令和7年3月17日(月)です。

期限後に申告書を提出した場合は、その内容が当初の課税に反映されないことがあります。

(裏面にも記載欄があります。)